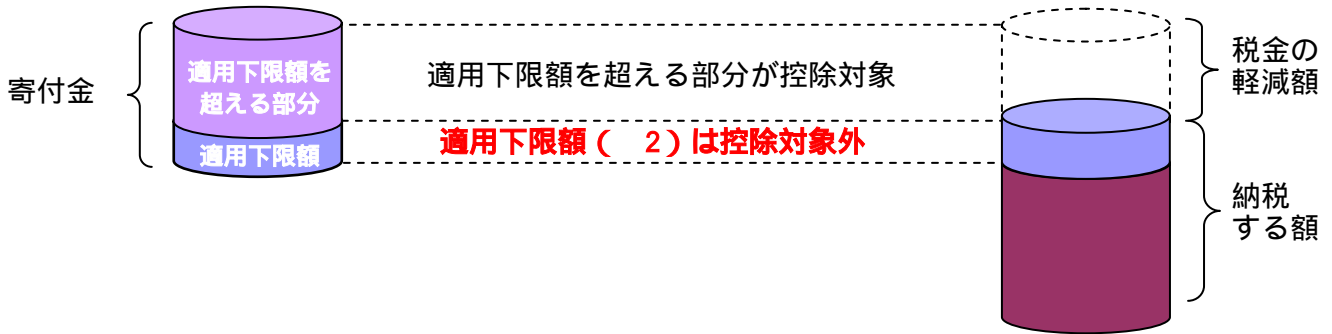


## ふるさと納税をした場合の寄付金控除のイメージ

応援したい自治体へ寄付をした場合には、所得税と個人住民税から一定額を上限( 1)として寄付金控除を受けることができます。



- 1 上限額は、おおそ個人が1年間に納める住民税の一割程度です。
- 2 適用下限額は、所得税については2千円、個人住民税については5千円です。

## ふるさと納税をした場合の税額の軽減額(試算例)

年収	寄付金額	単身の給与取得者			夫婦のみの給与所得者			夫婦2人(高校生と小学生)の給与所得者		
		自己負担額(円)	軽減額(円)		自己負担額(円)	軽減額(円)		自己負担額(円)	軽減額(円)	
			住民税分	所得税分		住民税分	所得税分		住民税分	所得税分
500万円	1万円	4,700	4,500	800	4,700	4,500	800	4,900	4,700	400
	3万円	4,700	22,500	2,800	4,700	22,500	2,800	12,500	16,100	1,400
	5万円	14,600	30,600	4,800	17,900	27,300	4,800	29,500	18,100	2,400
	10万円	54,600	35,600	9,800	57,900	32,300	9,800	72,000	23,100	4,900
700万円	1万円	4,400	4,000	1,600	4,400	4,000	1,600	4,700	4,500	800
	3万円	4,400	20,000	5,600	4,400	20,000	5,600	4,700	22,500	2,800
	5万円	4,400	36,000	9,600	4,400	36,000	9,600	11,300	33,900	4,800
	10万円	30,400	50,000	19,600	33,700	46,700	19,600	51,300	38,900	9,800
1,000万円	1万円	4,400	4,000	1,600	4,400	4,000	1,600	4,400	4,000	1,600
	3万円	4,400	20,000	5,600	4,400	20,000	5,600	4,400	20,000	5,600
	5万円	4,400	36,000	9,600	4,400	36,000	9,600	4,400	36,000	9,600
	10万円	5,800	74,600	19,600	9,100	71,300	19,600	16,900	63,500	19,600

年収	寄付金額	夫婦の年金生活者(公的年金等のみ、ともに70歳以上)		
		自己負担額(円)	軽減額(円)	
			住民税分	所得税分
250万円	1万円	4,800	4,800	400
	3万円	20,900	7,700	1,400
	5万円	37,900	9,700	2,400
	10万円	80,400	14,700	4,900
350万円	1万円	4,800	4,800	400
	3万円	11,400	17,200	1,400
	5万円	28,400	19,200	2,400
	10万円	70,900	24,200	4,900
450万円	1万円	4,700	4,500	800
	3万円	4,700	22,500	2,800
	5万円	17,600	27,600	4,800
	10万円	57,600	32,600	9,800

年収、寄付金額、家族構成、その他の控除額等によって、自己負担額や軽減額は変動します。

表は、平成22年5月現在の制度に基づき試算していますが制度改正等により変更することがあります。

控除される金額や具体的な寄付金控除の手続きについては、寄付先の自治体又はお住まいの自治体にお問い合わせください。